

秋田県療育手帳制度事務取扱要領

第1 療育手帳の交付手続

1 交付申請

- (1) 秋田県療育手帳制度実施要綱（以下「要綱」という。）第5の1の規定による療育手帳（以下「手帳」という。）の交付申請は、療育手帳交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）により行うものとする。
- (2) 市福祉事務所長又は町村長（以下「福祉事務所長等」という。）は、申請書を受理したときは、手帳の交付を受けようとする者が18歳未満である場合は当該市町村を管轄する児童相談所長を経由して、福祉相談センター所長に進達するものとする。

2 判定

- (1) 児童相談所長又は福祉相談センター所長は、1に基づき申請書の進達があったときは手帳の交付を受けようとする者について判定を行うこととする。
児童相談所長は、判定を行ったときは、判定結果を福祉相談センター所長へ報告するものとする。
- (2) 手帳の交付を受けようとする者について、児童相談所又は福祉相談センターにおいて既に判定が行われているときは、当該既判定の結果に基づいてもさしつかえないものとする。

3 障害の程度の基準

障害の程度は、次の基準により重度とその他に区分するものとし、手帳の障害の程度の記載欄には、重度の場合は「A」と、その他の場合は「B」と表示するものとする。

(1) 重度

昭和43年7月3日児発第422号厚生省児童家庭局長通知（「重度知的障害者収容棟の設備及び運営について」）の1の（1）に該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のものとする。

ただし、肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者の身体障害の程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級が一級、二級又は三級に該当するものとする。

(2) その他

（1）に該当するもの以外の程度のものとする。

4 交付の決定及び交付

要綱第5の2の規定により手帳の交付を決定したときは、療育手帳交付決定通知書（様式第2号）及び必要事項を記入した手帳を交付するものとし、手帳の交付対象者に該当しないと認めるときは、療育手帳交付申請却下通知書（様式第3号）を

交付するものとする。

第2 手帳交付後の手続

1 障害の程度の確認

- (1) 障害の程度の確認のための判定（以下「再判定」という。）は、要綱第6の1の規定により原則として二年ごとに行うが、障害の状況からみて、二年を超える期間ののち確認を行ってさしつかえないと認められる場合は、その時期を指定してもさしつかえないものとする。
- (2) 要綱第6の2の規定による再判定の申請は、第1の1の交付申請の例により行うものとする。
- (3) 児童相談所長又は福祉相談センター所長は、(2)の申請があったときは、第1の2により再判定を行うものとする。
- (4) 福祉相談センター所長は(3)の判定結果に基づき、第1の4により申請者に交付するものとする。

2 記載事項の変更の届出等

- (1) 要綱第7の規定による次の事項の変更の届出は、療育手帳記載事項変更届（様式第4号）に手帳を添えて行うものとする。
 - ア 手帳の交付を受けた知的障害者の氏名又は住所
 - イ 保護者又は保護者の氏名若しくは住所
- (2) 福祉事務所長等は、(1)の届出に基づき手帳の記載事項を訂正し、これを返付するとともに、当該変更届を福祉相談センター所長に進達するものとする。

なお、手帳の交付を受けた知的障害者が18歳未満である場合は、第1の1の(2)の例により進達するものとする。
- (3) 福祉相談センター所長は、(1)の届出が居住地の変更にかかる場合は、療育手帳居住地変更通知書（様式第5号）により、旧居住地の福祉事務所長等へ通知するものとする。

3 手帳の再交付

- (1) 要綱第8の規定による手帳の再交付の申請は、療育手帳再交付申請書（様式第6号）により行うものとする。
- (2) 福祉相談センター所長は、(1)の申請があったときは、福祉事務所長等を経由して申請者に手帳を交付するものとする。

4 手帳の返還

- (1) 要綱第9の規定による手帳の返還は、療育手帳返還届（様式第7号）に手帳を添えて行うものとする。
- (2) 福祉事務所長等は、(1)の届出があったときは、手帳の交付を受けた者が18歳未満である場合は、死亡したとき又は県外への転出等により手帳を必要と

しなくなったときにかぎり第1の1の(2)の例により進達するものとする。

第3 交付台帳の作成等

- 1 福祉相談センター所長は、療育手帳台帳（様式第8号）を作成し必要事項を記載するとともに、手帳の記載内容に変更があったとき又は返還があったときは、同台帳の当該関係部分を訂正又は抹消するものとする。
- 2 福祉事務所長等は、療育手帳交付台帳を作成し、1の例により整備するものとする。
- 3 児童相談所長及び福祉相談センター所長は、判定等に関する記録を整備するものとする。

この要領は、昭和49年4月1日から適用する。

この要領は、昭和62年4月1日から適用する。

この要領は、平成4年4月21日から適用する。

この要領は、平成11年1月1日から適用する。

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

この要領は、平成16年6月1日から適用する。

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

この要領は、平成18年5月1日から適用する。

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

この要領は、令和元年5月1日から適用する。